

三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）

三重県議会では平成25年1月に「選挙区調査特別委員会」を設置し、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査・検討を行った結果、次のとおり見直しの中間案を策定しました。

○ 中間案の内容

【選挙区と定数の変更】

- ・鳥羽市選挙区（定数1人）と志摩市選挙区（定数2人）を合区（※）して、定数を3人から2人にする。

※いままで別々になっていた選挙区を一つに統合すること。

【定数の変更】

- ・伊勢市選挙区の定数を4人から3人にする。
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区の定数を2人から1人にする。
- ・熊野市・南牟婁郡選挙区の定数を2人から1人にする。
- ・多気郡選挙区の定数を2人から1人にする。
- ・度会郡選挙区の定数を2人から1人にする。

以上の見直しにより総定数は51人から6人減の45人となります。

○ 中間案の選挙実施時期

平成27年5月1日以降の一般選挙から適用します。

○ 中間案の検討経過

委員会において、一票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しを行うことを合意事項とし、一人区の考え方、逆転現象区の是正、総定数の検討、選挙区の見直しについて委員間討議を行ってきました。

見直しの対象となっている県南部は、人口減少による過疎化の進展や、離島の存在など地域課題が山積しており、一票の格差是正のために定数削減を検討するにあたり各委員をはじめ各党派からも様々な意見が出されました。

一人区については、県民の多様な民意を的確に反映するためにはできる限り議員は複数とすべきであるとの意見もある一方で、今回の見直し対象区はそれぞれが広大な区域面積を有するなど合区により区域面積がさらに拡大するとの意見もあり合意には至りませんでした。

なお、議員自身が質の向上を図り県民の多様な民意を的確に反映できるよう研鑽し県民の負託に応えていく必要があるとの議論がありました。

平成25年12月4日成立の改正公職選挙法の適用については、改正法の成立時期が昨年末に成立したことから、県民の皆さんに十分に周知いただく

時間が必要であることから今回の見直しには反映しておりません。

今回の中間案については、県民の皆さんに改正内容を十分周知しご理解を頂くため平成27年5月1日以降の一般選挙からの適用となっておりますが、選挙区及び定数を定めた条例の本則に改正内容を書き込み、適用期日等は附則に位置づけることとしています。